

# 第1章 地域情報化計画の概要

## 1 計画の目的

市では、地域情報化計画を策定し、市域の情報化を推進しています。

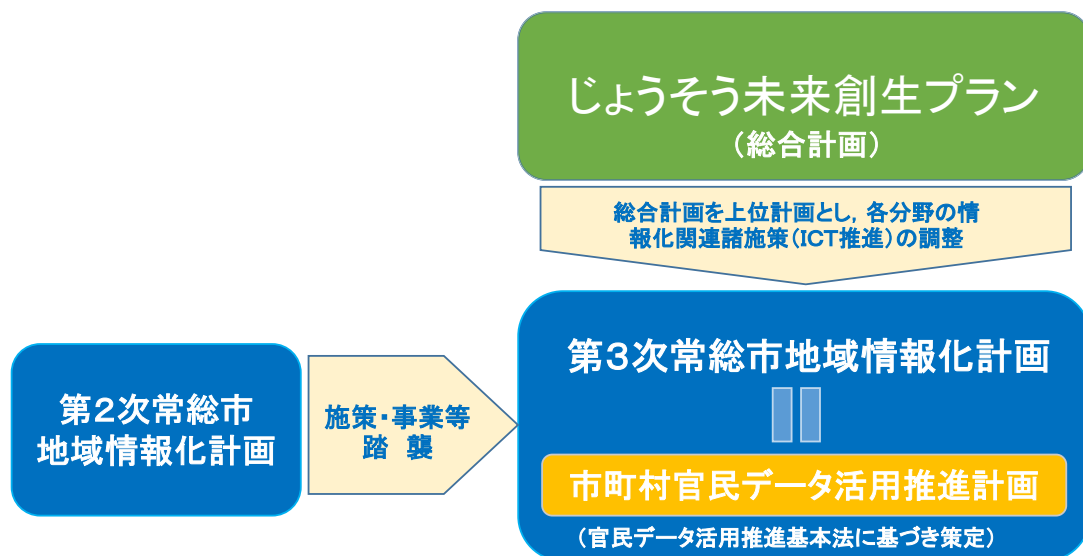
この度、「第2次常総市地域情報化計画」の計画期間が終了することを受け、その後続計画として、近年のICTの進展や市民ニーズ等、市を取り巻く環境変化を踏まえた新たな視点のもと、「第3次常総市地域情報化計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「じょうそう未来創生プラン」を上位計画とし、同計画の実現をICTの側面から推進するための情報化の取組について示すものです。

また、平成28年12月、官民が保有するデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）が公布・施行され、さらに、平成30年6月には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定されました。この中で、市町村に「市町村官民データ活用推進計画」を策定することを努力義務と定めるとともに、情報化計画が存在する場合には、「市町村官民データ活用推進計画の構成」を取り入れることで「市町村官民データ活用推進計画」として活用できるとしていることから、本計画を、「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。

### ■ 本計画の位置付け



### 3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

ただし、計画期間の5年間において、ICTの進展や市民ニーズ、国や県の動向に大きな変化等があった場合は、必要に応じた見直しを行います。

#### ■ 「じょうそう未来創生プラン」と本計画の計画期間

計画期間		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
じょうそう未来創生プラン (総合計画)	基本構想	←————→										
	前期基本計画	←————→										
	後期基本計画						←————→					
地域情報化計画	第2次(前回)	←————→										
	第3次(今回)		←————→									
	第4次(次回)							←————→ ※2028年まで継続				